国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価(個票)

事務・事業名	公認心理師の登録事務	担当部局·担当課室	社会・援護局障害保健福 祉部精神・障害保健課公 認心理師制度推進室		
		評価実施時期	令和4年3月		
根拠法令等	公認心理師法(平成 27 年法律第 68 号)第 36 条第 1 項	類型	登録		
		指定等の形態	指定		
事務・事業の概要	○事務・事業の創設時の趣旨公認心理師法第36条第1項では、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その指定する者に、公認心理師の登録の実施に関する事務を行わせることができるとされている。○事務・事業の内容公認心理師の登録事務を行うこと。				
事務・事業の目的	公認心理師の登録を行い、登録された公認心理師が国民の心理的な相談に応 じ、助言・指導その他の援助を行うことにより、国民の心の健康の保持に資す る。				
関連する 政策目標 等	_				
法人の指定等 の状況	別紙のとおり。				
指定・登録 等の基準に 対するよく ある問合せ と回答	特になし。				
料金等·積 算根拠	別紙のとおり				
事務・事業の実績等	○実績(令和3年度まで)累計登録者数 54,248 人				
	○事業収入(令和3年度) 登録事業収益 96,616 千円				

国からの補助金等	○補助金・委託費等(令和3年度予算): なし。
事務・事業 の見直し状 況 (これま での検証)	公認心理師の登録の実施に関する事務については、登録者の利便性向上及び登録 情報の正確性の確保を目的に、国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との連 携を令和6年度より開始できるよう検討中。 なお、指定登録機関の事務及び事業の状況は、毎年、当該機関から提出される事 業計画及び事業報告書等により確認している。
事務・事業 の必要性・ 有効性等	●事務・事業の必要性 公認心理師となる資格を有する者を登録する必要がある。
	●事務・事業の妥当性 国民が安心して心理に関する支援を受けられるようにするため、一定の資質を 備えた心理職者が輩出されることが必要であり、公認心理師となる資格を有する 者を登録することは妥当である。
	●事務・事業の有効性公認心理師となる資格を有する者を登録することで、国民の心の健康の保持増進に寄与している。
事務・事業 の執行体制 の妥当性等	○指定等を行う妥当性登録事務については、比較的定型化したものであるため、指定制度をとることが妥当である。
	 ○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 登録事務を非営利で的確に実施する体制が構築されている必要があるため、公認心理師法では実施主体を一般社団法人及び一般財団法人に限定している。登録機関は一の機関とは限っていないが、全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、指定制から登録制への参入の拡大は考えていない。指定の要件については、法律において客観的かつ厳格に規定している。 <実施主体としての指定等法人の適格性> 現在の指定登録機関である一般財団法人日本心理研修センターは、指定の要件を満たしていると認め指定した機関である。また、当該機関は第1回公認心理師試験の合格者の登録から現在まで継続して登録事務を実施し、ノウハウ、実績ともに十分有していることから指定機関として適格である。
政策効果の 把握の手法 及びその結	事業報告書等

果

	T
学識経験を	特になし。
有する者の	
知見の活用	
に関する事	
項	
政策評価を	特になし。
行う過程に	
おいて使用	
した資料そ	
の他の情報	
に関する事	
項	
評価結果の	上記を踏まえて、当該事務を継続していくが、今後も指導等を適切に行ってい
総括	< ∘
(現状分析	
(事務・事	
業の評価)	
と今後の方	1
向性)	
向性)	
向性) 	

別紙

合計1法人

·一般財団法人1法人

法人名	指定等の時期	連絡先(TE	料金等・積算根拠			
		L)				
一般財団法人(1法人)						
一般財団法人日本心	平成 29 年 11 月	03-6902-1880	○登録手数料:			
理研修センター			7, 200 円			
			○変更登録等手数料:			
			6, 100 円			